

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第六次南風原町総合計画 素案

南風原町

1
2
3

第六次南風原町総合計画 目次

I 基本構想編

序. 総合計画について	2
1節 第六次総合計画の策定について	2
2節 総合計画の役割	5
3節 総合計画の構成と期間	6
4節 南風原町の概況と課題	7
1. 南風原町の将来像	10
1節 基本理念	10
2節 将来像	11
3節 将来人口	12
4節 幸福度指標	14
2. まちづくり目標	18
まちづくり目標1 協働でつながり、ひらかれたまち	18
まちづくり目標2 学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち	19
まちづくり目標3 活気と安心がひろがり住み続けたいまち	20
3. 土地利用構想	21
1節 土地利用の基本方針	21
2節 土地利用の個別方針	21
3節 都市の拠点形成	23
4. 総合計画の推進方法	25

II 基本計画編

施策ページの見方	27
1-1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち(自治・協働・DX)	30
2-1 家庭・学校・地域が連携し、生きる力と豊かな心を育むまち(教育・文化)	35
2-2 ちむぐくるでみんなで作る健康と福祉のまち(健康・福祉)	42
3-1 工夫と連携で産業が躍動するまち(産業・雇用)	49
3-2 みどりとまちが調和した安全・安心のまち(都市基盤・安全・安心)	54
3-3 環境と共生する美しく住みよいまち(環境)	59
4-1 効率的で健全な行財政経営(行財政)	63

I 基本構想編

序. 総合計画について

1節 第六次総合計画の策定について

2節 総合計画の役割

3節 総合計画の構成と期間

4節 南風原町の概況と課題

1. 南風原町の将来像

1節 基本理念

2節 将来像

3節 将来人口

4節 幸福度指標

2. まちづくり目標

まちづくり目標1 協働でつながり、ひらかれたまち

まちづくり目標2 学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち

まちづくり目標3 活気と安心がひろがり住み続けたいまち

3. 土地利用構想

1節 土地利用の基本方針

2節 土地利用の個別方針

3節 新規土地利用地区

4. 総合計画の推進方法

序. 総合計画について

1節 第六次総合計画の策定について

総合計画は、本町の長期的な将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。その策定にあたっては以下の点に配慮する必要があります。

(1)第一次～第五次総合計画の変遷

昭和49年度～昭和70年度(1974～1995)を計画期間とする第一次及び第二次の総合計画は「豊かな自然環境を生かした生活利便性の高い田園都市」を将来像とし、本土との格差是正及び自立的発展、生活環境向上のための基盤整備や公共施設の整備を推進してきました。

第三次総合計画【計画期間:平成8年度～17年度(1996～2005)】の将来像は「自然と文化が生きづく田園都市」、第四次総合計画【計画期間:平成19年度～28年度(2007～2016)】、第五次総合計画【計画期間:平成29年度～令和8年度(2017～2026)】の将来像は「ともにつくる黄金南風の平和郷」と、地域のアイデンティティへの気付きや確立から町民が主役となるまちづくりに取り組んできました。

(2)社会経済情勢の変化

我が国の社会経済情勢は、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、国際情勢の変化等による原油価格・物価高騰、少子高齢化や人口減少、AIをはじめとするデジタル技術革新に伴う様々な社会の仕組みの変革、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化など、取り組むべき課題が多様化し複雑化しています。

本町においても、人口は増加傾向にあるものの、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少していくと予想されています。地域活動や経済活動など様々な分野における人材不足への対応などが想定されます。

平成27年(2015)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」^{※1}は、実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、令和12年(2030)を期限とする国際目標です。地方自治体には、SDGsの浸透と取組の加速化、体制づくりと各

^{※1} エスディー・ジーズ 持続可能な開発目標(SDGs):平成27年(2015)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国では、令和5年(2023)3月に「SDGsアクションプラン2023」が示されました。日本のSDGs達成度は世界で19位に留まっており、特にジェンダーや気候変動、海洋資源、陸上資源及び実施手段について、引き続き大きな課題がある旨が示されています。

種計画への反映などが期待されていることから、「誰一人取り残さない」理念を引き続き踏襲し、各施策を推進します。



1 (3)自治体を取り巻く環境の変化

2 少子高齢化の進行や行政ニーズの多様化に加え、公共施設等の老朽化・耐震化への対
3 応など、自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、限られた人的資源や財
4 源の中で、多様化・複雑化する地域課題へ対応しながら、持続可能な行政経営を行って
5 くことが求められています。

6 こうした中、令和2年(2020)12月には、国において「自治体デジタル・トランスフォー
7 メーション(DX)^{※2}推進計画」が示され、デジタル技術の活用による行政サービスの利便
8 性向上や業務効率化に向けた取組が進められています。

9 令和4年(2022)12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が示され、デジタル
10 技術を活用した地域課題の解決や地方創生の取組が進められています。

11 さらに、令和7年(2025)12月には、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創
12 生の取組のフォローアップと推進戦略～」が示され、「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選
13 ばれる地方」を柱とする「地域未来戦略」が取りまとめられています。

14 また、令和12年(2030)の沖縄のあるべき姿を描いた「新・沖縄21世紀ビジョン基本
15 計画」(令和4年(2022)5月策定)など、国・県の関連計画や周辺市町の動向を踏まえな
16 がら、本町の特性に応じた総合計画を推進していく必要があります。

18 (4)総合計画策定の意義

19 これまでの総合計画の流れを継承するとともに、社会動向や地域課題など環境の変化
20 に対応し、長期的展望を見据えた第六次総合計画を町民との協働^{※3}により策定します。

21 平成26年(2014)1月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」第13条に基づき、
22 町民^{※4}・議会・行政の協働によるまちづくりをさらに推進し、自立した地域社会の形成を
23 目指します。

※2 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX):DXとは「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、自治体がデジタル技術やデータを活用して、業務効率化や行政サービスの改善を進めながら、住民の利便性を目指す取組です。以前は、ICTの推進という表現が一般的でした。

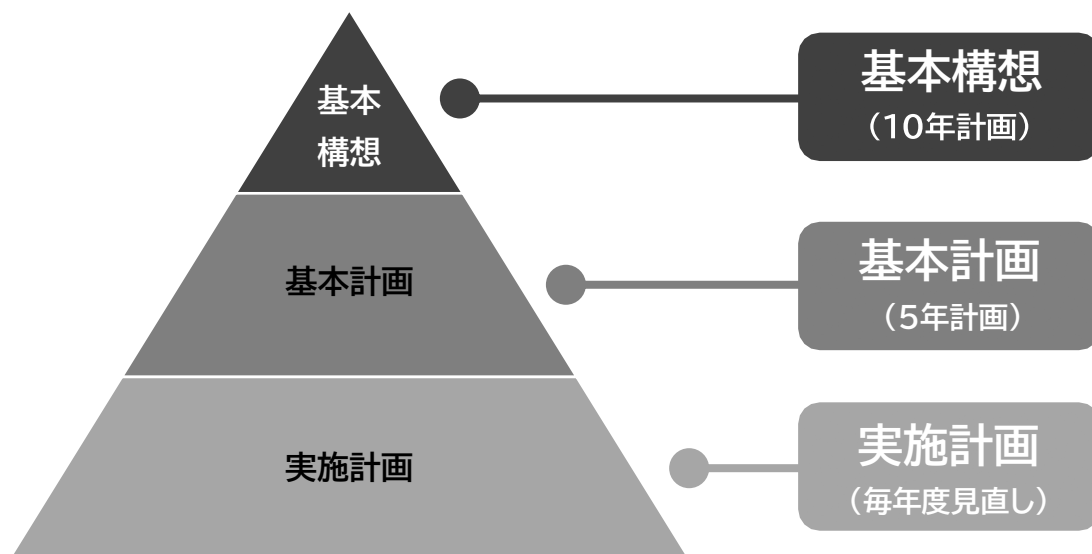
※3 協働:町民及び町が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し共通の目的の実現のために協力することをいいます。

※4 町民:町民とは、住民(町内に住所を有する者)のほか、町内の事業所に勤務している者や町内学校に通学している者、事業者等をいいます。

2節 総合計画の役割

- 町政のめざす方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための最上位の計画です。
- 本町のまちづくりの長期的なあり方を定めるとともに、それを実現する各分野の個別計画の指針となるもので、地域活性化に関する取組を重点的に推進する「南風原町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と相互に連携し、一体的に施策を推進します。
- 各分野の個別計画に基づき展開される、各施策や事業の実施及び連携の主体となる町民、事業所、町の行動指針となるものです。

3節 総合計画の構成と期間



基本構想	「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたものです。 期間：令和9年度～令和18年度(2027～2036)
基本計画 (重点施策)	基本構想で示した目標に対し、自治・協働・教育・文化・健康・福祉・産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境等、分野ごとの重点施策をまとめたものです。 期間：前期 令和9年度～令和13年度(2027～2031) 後期 令和14年度～令和18年度(2032～2036)
実施計画	基本計画にもとづいて、毎年どのような行動・活動をするか、経費が必要な場合はいくらか等をまとめたものです。 期間：1期3年間とし、1年ごとにローリングして更新

4節 南風原町の概況と課題

本町を取り巻く環境の変化を受け、町が取り組むべき計画課題について以下に整理します。

(1)地域力の強化・再生

本町はこれまで人口増加を続け、新たな町民の流入やマンション立地による都市化が進んできました。しかし近年では人口増加の伸びが緩やかになりつつあり、人口動向に変化の兆しが現れています。

一方、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等の様々な要因により、自治会加入率が停滞するなど地域コミュニティに対する意識の希薄化が懸念されています。多様な価値観を持つ町民からの要望に対し、公平かつ均一的な行政サービスでは地域が抱える様々な課題解決に十分に対処することは困難な状況にあります。

地域課題に対しては、地域が主体となり地域に即した対策を講じる必要があり、そのためにも地域で活動する、様々な団体の活性化と連携・協力が不可欠になります。このため、地域活動団体^{※5}への支援の強化、連携体制の構築、デジタル技術の活用による情報共有など、地域で問題解決ができるよう地域力の向上が求められています。

(2)こども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、本町の合計特殊出生率は平成30年～令和4年(2018～2022)現在2.14^{※6}で県平均1.80より高いものの、令和4年(2022)以降は出生数が減少していることから本町においても将来的には少子化が進むことが考えられます。現在の合計特殊出生率を維持するため、安心してこどもを生み育てることのできる子育て環境の充実が重要です。若い世代の出産の希望が叶えられるよう、成長に応じた子育て支援のさらなる充実を図るとともに、将来を担う人材を育成していくことが求められています。本町では、「地域とともにある学校」を目指して、コミュニティ・スクール^{※7}の充実を図り、こどもの豊かな成長を共に支え育む学校・地域づくりを推進しています。今後も、家庭・学校・地域が一体となって連携し、教育に取り組む体制のさらなる強化が求められています。

一方で、こどもの貧困や近年注目されている不登校への対応など、こどもや家庭を取り巻く課題が顕在化し、子育てや教育に関する支援ニーズは複雑、多様化しています。その

※5 地域活動団体：本計画では、自治会をはじめ、NPO、ボランティア団体、子ども会、老人クラブ、PTA等、地域課題の解決や地域づくりに取り組む団体を総称して地域活動団体といいます。

※6 厚生労働省「平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計」における本町の合計特殊出生率の実績値は2.14ですが、人口推計では統計上のばらつきを補正したベース推定値2.10を使用しています。

※7 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画しながら、学校と地域が連携・協働してこどもの育成を行う仕組みをいいます。

1 ため、こどもや家庭の状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援の充実が求められて
2 います。

3 また、学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人
4 材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社
5 会の構築が求められています。
6

7 (3)ともに支えあう健康づくり、福祉のまちづくり

8 本町は、生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が全国に比べ高く、高度障
9 害に繋がるケースも見られるとともに、若い世代の発症も目立ってきています。町民が元
10 気で幸せに暮らせるよう、健康長寿を取り戻すことが求められています。

11 貧困、DV、虐待、引きこもり、病気など、生きづらさを抱えた方が孤立せず、自分らしく
12 生活できる地域社会の形成が求められています。
13

14 (4)産業と雇用の創出

15 産業振興は本町の自立発展において欠かせない要素です。町には、伝統的工芸品産業
16 や戦略的に誘致された印刷業・情報産業、広域幹線道路の利便性を活かした商業エリア、
17 また沖縄県立南部医療センター・こども医療センターをはじめとする医療関係施設の集積
18 があります。これらの既存産業が地域に根付くための環境整備は重要です。また、本町の
19 ポテンシャルを活かした新たな産業の振興も課題です。町の活力向上のためにも、産業の
20 発展を促し、町民の雇用拡大を図るとともに、安定した生活基盤を確保することが求めら
21 れています。
22

23 (5)安全・安心・快適なまちづくり

24 近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生していることから防災や減
25 災に対する意識の高まりがみられ、町内の自主防災・防犯組織が着々と増えてきています。
26 防災や防犯については地域による取組が不可欠であることから、引き続き関係者が連携
27 した体制づくりの強化が課題となります。

28 那覇空港自動車道や国道など、広域幹線道路網が充実しており、交通の便が非常に良
29 いことに加え、沿道やインターチェンジ周辺に立地する商業施設によって生活利便性が高
30 まり本町への転入を促す要因となっています。

31 その一方で、交通量の増加に伴う交通事故の抑制や安心できる居住環境の提供が課題
32 です。安全・安心・快適なまちづくりを目指す中で、さらなる交通環境の向上が求められて
33 います。
34

（6）自然豊かなふるさとづくり（環境に優しいまちづくり）

都市化の進展に伴い緑の減少が進む中、町民は都市と自然の調和を望んでいます。人口増に伴う都市的土地利用を適切に受け止めるとともに、農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりが求められています。

自然資源を再生・活用し、水と緑のネットワークによる生物多様性の確保や憩いの場の形成を行うなど、町民が愛着を持てるふるさとづくりが求められています。

美しい自然環境を次世代に引き継ぐために、すべての町民が環境に関する意識を高め、環境に優しいまちづくりに向けた取組の実践が必要となっています。

1. 南風原町の将来像

1節 基本理念

基本理念や将来像は、これまでの総合計画における位置づけや時代背景・社会動向を踏まえつつ、本町がめざす10年間のまちづくりの方向を定めるものです。

第三次総合計画の基本理念や第四次総合計画の将来像に“黄金南風の平和郷”が掲げられており、本町がめざすべき普遍的なテーマであると考えています。また、第四次総合計画では主権者である町民自らがつくる総合計画としての取組が行われ、将来像の“ともにつくる”はその精神が盛り込まれたものです。平成26年(2014)1月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」は、町民・議会・行政による協働のまちづくりの環境整備が行われ、様々な取組を行っている段階にあります。

第五次総合計画は、この流れを継承し協働によるまちづくりを推進してきました。第六次総合計画においても、まちづくりの基本理念と将来像については、第五次総合計画を踏襲し一層深化させることを目指します。

【基本理念】

平和	私たちの祖先が 平和 を強く願ってきた心は、今日でも人々に受け継がれています。世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を、国内はもとより世界へ向けて発信し続ける、平和なまちづくりを目指します。
自立	世界で活躍する人材を輩出してきた南風原町は、豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる 南風 が脈々と流れています。私たちはその気風や精神を受け継ぎ、新たな時代の中で 自立 した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくりを目指します。
共生	私たちの祖先は、恵まれた自然環境と調和しながら、暮らす知恵を築いてきました。また、人々は ともに 支えあい、団結して地域づくりを進めてきました。まちの様相が移り変わる中で、私たちは改めて、自然との調和、人と人のつながりを大切に 共生 のまちづくりを目指します。

2節 将来像

こがね は え さ と
 ともにつくる黄金南風の平和郷

【語意】

と も に:地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任をもって暮らす住民が、「ともに」個々の思いを現し、意見を交わし、夢・目標を実現していく町民の姿を現したものです。

黄 金 南 風:「南風」には、祖先が農耕に際し広く祈り歌った稲穂祭りの歌の一節に「若夏たてば(初夏になれば)、おろい南風の吹きよい(うるおいの南風が吹いて)、しぢよい、南風の吹けば(万物に息吹を与える南風よ)、もとつくて(株をしっかり育て)、よいふさつくて(よい房をつけて)…」とあるように、「南風」は豊かな実りと繁栄をもたらす風を表現したものです。それに“素晴らしい”という意を冠して「黄金南風」と表しました。

平 和 郷:恒久平和を願う南風原の心を発信するものです。

1 3節 将来人口

2 (1)総人口

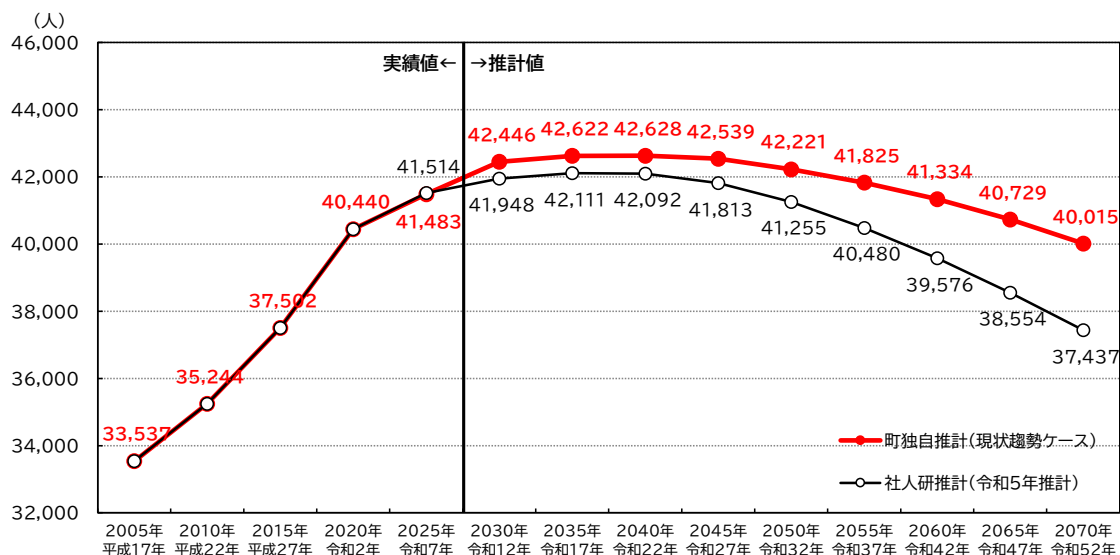
本町は、市街地と自然のバランス、交通や買物、通院等日常生活の利便性などの住み良い環境から、昭和25年(1950)から現在まで常に人口が増加し、令和7年(2025)1月1日時点の住民基本台帳は41,330人となっています。また、全国的に高い出生率を維持していることもあり、本町の人口は今後も増加傾向が続くものと予測されます。

令和5年(2023)に公表された国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来人口推計では、令和7年(2025)の人口は41,514人と推計されています。この結果を踏まえ、新たに令和7年(2025)国勢調査の人口集計を基にコーホート要因法による将来人口推計を行いました。

その結果、令和17年(2035)の人口は42,622人になると推計されます。

以上により、本計画では、令和18年(2036)における本町の将来人口を42,600人と設定します。

町の将来展望人口



※平成22年(2010)～令和7年(2025)は国勢調査による現況値。

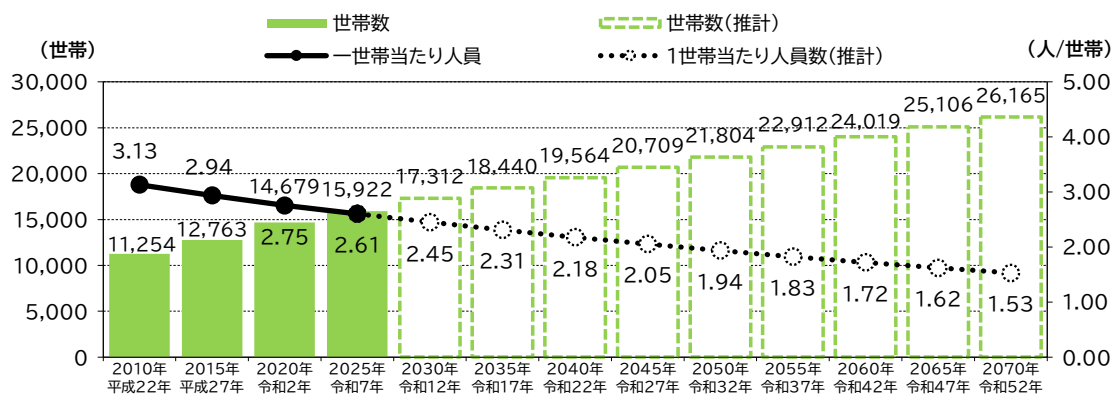
※社人研推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成27(2015)年の国勢調査を基に算出した「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)推計)」で示している推計結果。

※町独自推計(現状趨勢ケース)は、出生に関する仮定値として、南風原町の平成30年～令和4年の合計特殊出生率ベース推定値2.10を採用した推計値。

(2)世帯

令和17年(2035)における世帯数は約18,440世帯と推計され、1世帯当たりの人員は2.31人／世帯になる見通しです。

世帯数と世帯人員



※平成22年(2010)、平成27年(2015)、令和2年(2020)、令和7年(2025)は国勢調査による実績値。

※令和7年以降は平成12年～令和7年の1世帯当たり人員数現況値を基にトレンド推計によって算出した。

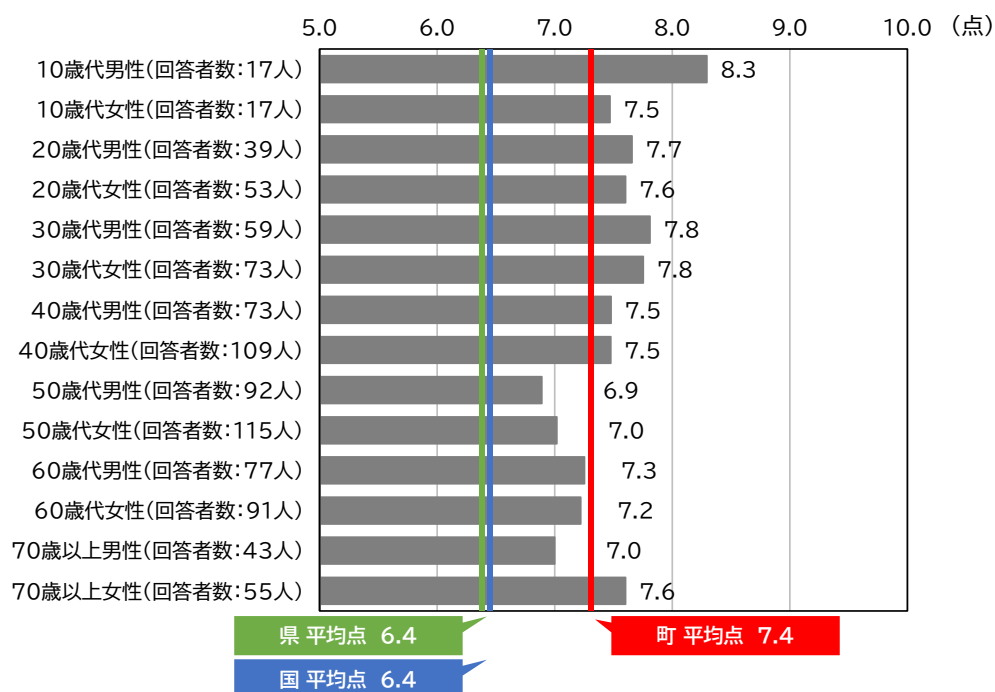
4節 幸福度指標

第六次総合計画の最終成果指標として、幸福度指標を用います。

令和7年(2025)10月に行った町民アンケートによると、10点満点の幸福度の平均値は7.4点でした。これを踏まえ、令和18年(2036)すべての年代で幸福度を現状維持、かつ7.4点以上を目標指標として設定し、Well-being(ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に良い状態)の向上を目指します。

	令和7年(2025) 現状値	令和18年(2036) 目標値
南風原町の幸福度指標(最終成果指標)	7.4	7.4以上

アンケート調査結果による性別年代別の幸福度平均値



出典: デジタル庁ホームページ「デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域幸福度(Well-Being)指標の活用」、2025年度版(令和7年度版)Well-Being全国調査」

<総合計画の体系>

基本
理念

将来
像

まちづくり目標

平和・自立・共生

ともにつくる黄金南風の平和郷

こがねはえさと

1

協働でつながり、
ひらかれたまち

2

学び合い、育み合い、
支え合い、自分らしく
暮らせるまち

3

活気と安心がひろがり
住み続けたいまち



社会の変化に
対応できる行財政経営

土地利用構想

まちづくり目標を達成するための柱



自治・協働
・DX

1-1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

- (1) 協働のまちづくりとすべての町民が活躍できる環境づくり
- (2) 町民との情報共有・広聴機会の充実
- (3) 自治体DXの推進



教育・
文化

2-1 家庭・学校・地域が連携し、生きる力と豊かな心を育むまち

- (1) 生きる力を育む家庭教育と学校教育の推進
- (2) 地域を愛する平和学習と伝統文化の継承
- (3) 学び・体験・交流の場や機会の充実



健康・
福祉

2-2 ちむぐくるでみんなでつくる健康と福祉のまち

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) こども・若者・子育て支援の充実
- (4) 障がい者・高齢者を支える体制の強化とサービスの充実



産業・
雇用

3-1 工夫と連携で産業が躍動するまち

- (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- (2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- (3) 南風原らしさを実感できる観光と工芸産業の振興



都市基盤・
安全・安心

3-2 みどりとまちが調和した安全・安心のまち

- (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- (3) 誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり



環境

3-3 環境と共生する美しく住みよいまち

- (1) ごみの減量化と循環型社会の構築
- (2) 公害及び環境衛生等の対策
- (3) 環境保全の啓発と活動の推進



行財政

4-1 効率的で健全な行財政経営

- (1) 効率的な行政経営の推進
- (2) 健全な財政運営の推進
- (3) 職員の人材育成

土地利用の基本方針

土地利用の個別方針

2. まちづくり目標

まちづくり目標1 協働でつながり、ひらかれたまち

(自治・協働・DX)



まちづくり目標

私たちは、「助け合い・支え合い」という協調精神と団結心を「地域の力」として先人たちから受け継いできました。また、近年、大規模災害からの復興を遂げる地域を目にし、改めて人と人のつながり、そして一人ひとりが自らの役割を認識して地域づくりに参加することの重要性を再認識しています。

「本町では、平成26年(2014)1月に『南風原町まちづくり基本条例』を施行し、『情報の共有』『町民参画』『協働』を基本原則として掲げました。以来、私たちは『自分たちのまちのことは自分たちで考え、決め、行動する』という協働のまちづくりを実践してきました。

今後も協働のまちづくりを推進するため、多様性を尊重した環境づくりや学びの場の提供、そして平和への意識醸成を通じて町民一人ひとりの意欲を高め、誰もが主体的に参画できるまちづくりを推進します。

また、地域のつながりの希薄化や社会的孤立などの課題に対応するため、これまでの地域コミュニティを大切にしながら、多様な人々が参画しやすい新たな交流やつながりを推進します。私たちは、お互いに助け合い、支え合い、創意と工夫で地域の力を高め、「協働でつながり、ひらかれたまち」の実現を目指します。



まちづくり目標2 学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち

(教育・文化・健康・福祉)



まちづくり目標

まちは、人々の日々の営みによって成り立っています。個人の暮らしの充実だけでなく、まちをより住みよい場としていくためには、本町に住み、学び、働くなど、本町に関わるすべての人が主体的に関与することが不可欠です。

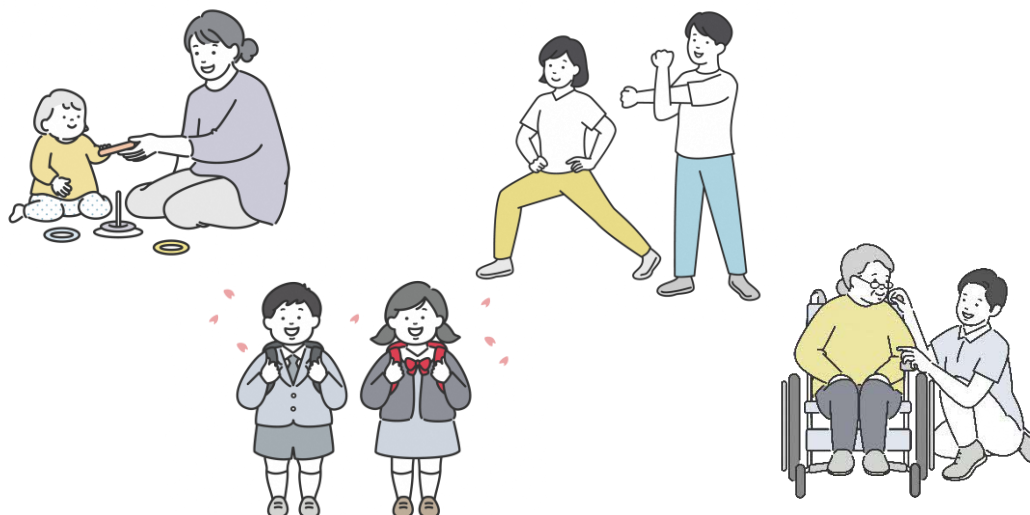
町民一人ひとりが地域に目を向け、まちが抱える様々な課題を共有し、解決に向けて考え、決め、行動することで、はじめて住みよい地域、誰も社会から孤立することのない地域の実現につながります。

家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくりを進めるとともに、人と人がつながり合い、より大きな力を発揮できるよう、家庭・学校・地域が一体となって、つながりを育む環境づくりを推進します。

また、年齢、性別、国籍、出身地、障がいの有無、経済状況などにかかわらず、町民一人ひとりが「南風原町に住んで良かった」と幸せを実感できることを、まちづくりの基本とします。

専門性を必要とする保健・福祉・医療サービス等の基盤整備とネットワークの充実を図るとともに、誰も社会的に孤立することなく、互いに支え合いながら自分らしく住み続けることができる環境づくりを、町と町民、地域、企業、関係機関等が協働して推進します。

住民が自分の健康について理解を深め、予防や健康管理を積極的に行う社会を作り、すべての住民が健康で活力ある生活を送ることができるよう、地域全体で健康づくりを支援する仕組みを強化し、「学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち」を目指します。



まちづくり目標3 活気と安心がひろがり住み続けたいまち

(産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境)

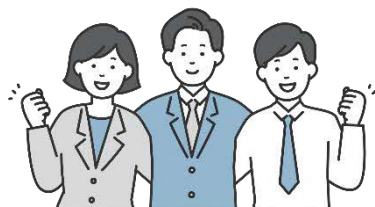


まちづくり目標

本町の産業は、農業・商工業・伝統工芸等を基盤に発展し、近年は医療・福祉施設、大型商業施設の集積、観光協会の設立などにより活性化が進んできました。一方で、ライフスタイルや価値観の多様化、技術革新の進展を背景に、大量生産・大量消費からの転換、ワークライフバランスを重視した新たな働き方への対応が求められています。地域に根差した産業は、地域に支えられ、創意工夫と連携によって活力を維持し、信頼と魅力ある産業へとつながります。私たちは、個々の産業が自主的に力を発揮し、産官学金等の連携※8により、多様な働く場をつくる「工夫と連携で産業が躍動するまち」を目指します。

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が頻発しており、本町においても「安全・安心」は、まちづくりの重要なキーワードとなっています。防犯・防災対策の充実を図るとともに、住民一人ひとりが災害発生時に適切な行動がとれるように、個々の防災意識を高める取組が必要です。

本町に残る三大森(新川森、黄金森、高津嘉山)等の緑や河川などの自然環境は、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす貴重な財産であり、環境を守り・改善し、将来にわたって引き継いでいくことは私たちの責務です。地球温暖化や生物多様性の減少などの地球規模の環境問題を踏まえ、環境に関する意識の普及・啓発活動をはじめとした取組を推進し、できることから取り組むことで「活気と安心が広がり住み続けたいまち」、「環境と共生する美しく住みよいまち」を目指します。



※8 産官学金等の連携:「企業」「官公庁」「大学」「金融機関」等が、企業の新製品の開発などの課題を解決するために一緒になって取り組むことです。

3. 土地利用構想

1節 土地利用の基本方針

町民の生活や生産活動を支える基盤である土地利用については、将来の人口動向を見据え、住宅地の整備や新たな産業拠点の形成を図りながら、今後10年間の町の姿を描く計画とします。

都市と農地が調和した土地利用を進め、生活の利便性と地域の特性が両立したまちづくりの実現を図ります。

2節 土地利用の個別方針

(1)住居系土地利用

快適な住環境の形成を図るために、安全な生活道路の確保及び交通インフラの整備を推進し、利便性及びアクセス性の向上を図ります。また、身近に利用できる生活利便施設の立地を促進し、快適な生活圏の形成を図ります。さらに、地域の歴史的価値を保護し、文化財や歴史的な集落環境を活かした環境整備を進めることで、地域独自の価値を高め魅力的な地域づくりを推進します。

新たに住宅地を整備する際には、緑豊かで潤いのある住宅地の整備に努め、地域ごとの特性に応じた公共施設の整備を推進し、特に幹線道路沿いでは都市的土地利用の需要と環境保全のバランスを図ることを重視し適切に対応します。

(2)産業系土地利用

主要幹線道路沿いでは、商業を中心とし、観光や交流を含む多様な機能・施設を誘導することで魅力的で賑やかな商業地の形成を図ります。また、恵まれた交通ネットワーク環境を活かした産業振興を進め、インターチェンジ周辺では基盤整備を含む新たな産業地や商業地としての土地利用を推進します。

医療関係の集積が進んだエリアについては、環境・健康・医療・福祉が一体となった地域づくりを推進します。

(3)公共系土地利用

地域住民の身近な憩いの場となる公園や、歴史・文化・スポーツなどに関する施設を有する大規模な公園は、緑地の保全にも貢献しています。災害時には、避難場所や防災活動

の拠点としても重要な役割を担っています。

今後も、地域の交流やスポーツの増進、歴史・文化の継承、緑地の保全、防災機能の強化に向けた対策を推進します。また、持続可能な公園活用として、質の高い公園空間の創出や賑わい、利便性の向上を図ります。

(4)自然系土地利用

新川森、黄金森、高津嘉山の緑地は景観資源として重要であり、多様な生物の生息域としても機能しています。これらの緑地は他の緑地や公園、河川と連携し、生態系のネットワークを形成することを目指し、保全を図ります。また、地すべりのリスクのある斜面緑地においては、危険防止に関する対策を推進します。

自然環境の保全と安全対策を両立させ、持続可能な環境づくりを推進し、自然環境との調和や自然景観の維持に留意しながら都市の形成を図ります。

内陸部に位置する本町において、河川は地域の自然環境及び住民生活に重要な役割を担っていることから、河川の適切な維持管理や浚渫^{※9}事業など、浸水・冠水対策を推進します。

(5)農業系土地利用

農業生産の向上を図るため、農業振興地域農用地の保全と、土地改良区を中心とした農地の有効活用に努めます。また、自然環境の保全や営農支援を図りつつ、農地が持つ多面的な機能を活かした利活用を推進します。

都市化が進む中で農地と都市のバランスを保つため、農地転用の適正化を推進するとともに、農業と都市機能が調和した地域づくりを推進します。

(6)歴史・文化系土地利用

伝統的工芸品である琉球絣や南風原花織の振興を図るとともに、産地や沖縄陸軍病院南風原壕をはじめとする史跡等の文化財の保全・活用を推進し、地域の歴史的資源や特性を活かした学習の場や文化的拠点の形成を図ります。

また、観光資源としても活用し、集客力を活かした観光振興を図るとともに、地域の歴史・文化や伝統技術の継承と町の魅力発信につなげます。

※9 浚渫：河川や港湾などの水底に堆積した土砂や泥を取り除く作業のことです。

3節 都市の拠点形成

新たな土地利用の展開を検討する地区をゾーンとして設定し、地域の特性を活かしながら効率的な土地利用を図るとともに、魅力的で持続可能な都市空間の創出を目指します。拠点形成にあたっては住民、企業、町が協力して、長期的に発展し続けられる都市づくりを推進します。

○賑わい交流ゾーン

行政や学校及び企業等の都市機能の集積を推進し、本町の中心機能としての賑わいと交流のある都市拠点形成を図ります。

○歴史・文化ゾーン

良好な集落環境の保全に努め、琉球絨や南風原花織などの伝統的工芸品の振興とともに、文化財等を保全・活用した拠点形成を図ります。

また、文化財や歴史資源の保全・活用を進め、観光・学習機能と連携した回遊性のある拠点づくりにより、地域の魅力向上と、交流人口の創出を図ります。

○広域商業ゾーン

交通の利便性を活かした広域的な商業機能の集積を促し、多様な人々が集う賑わいと活力のある商業・交流拠点の形成を図ります。

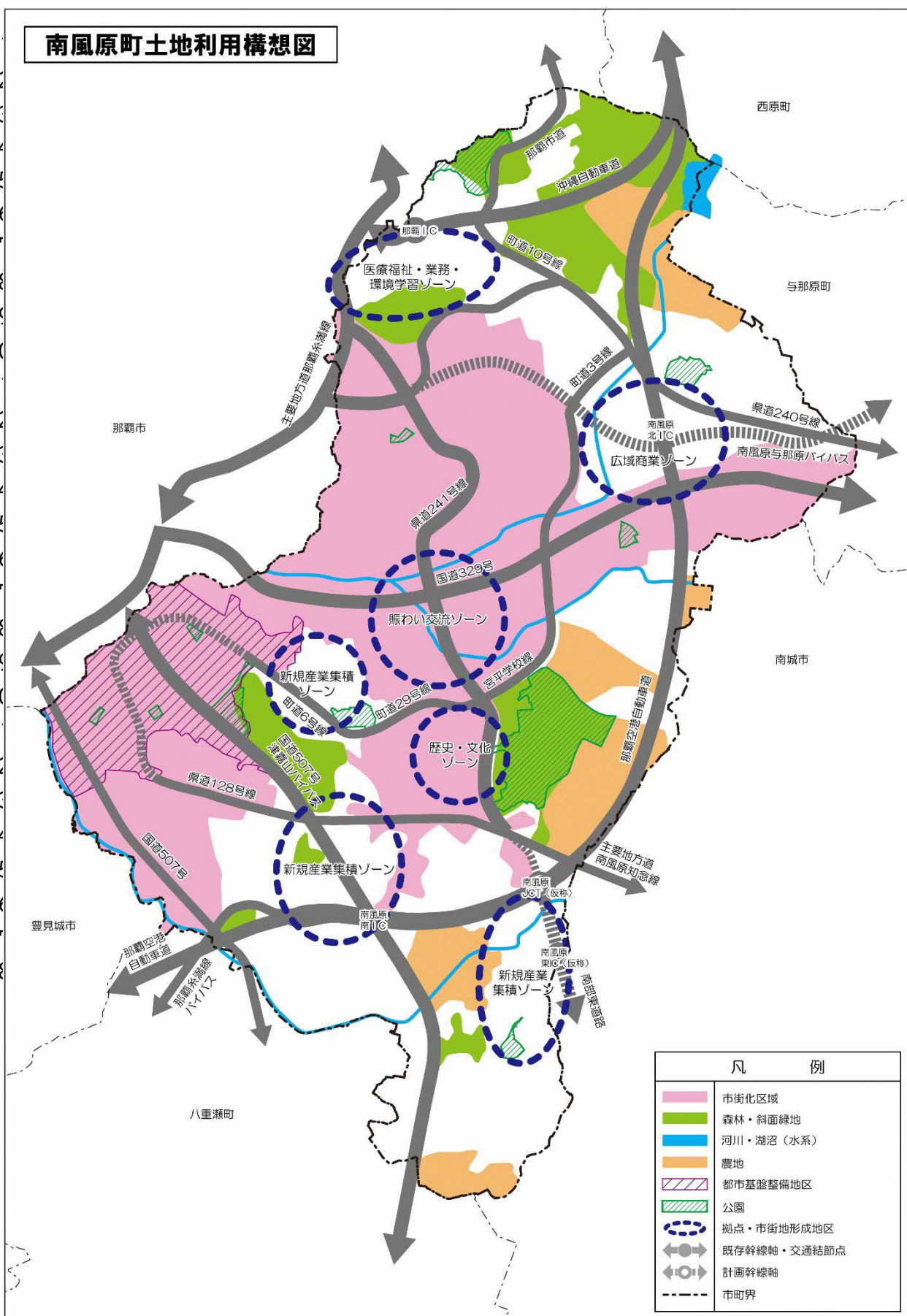
○新規産業集積ゾーン

産業振興の新たな拠点として活用できるよう、地区の実態を踏まえた可能性調査を実施し、実現化に向けた検討を行い、雇用創出や地域経済の活性化に資する新規産業集積の拠点形成を図ります。

○医療福祉・業務・環境学習ゾーン

広域的な医療拠点としての機能を担う、医療関連施設が集積した拠点形成を図ります。

また、自然環境に恵まれた一帯や環境学習や健康増進が行える「環境の杜ふれあい」周辺は、既存集落との調和を保ち、地域コミュニティの維持、活性化を前提としながら、環境・健康・医療・福祉が一体となった拠点形成を図ります。



4. 総合計画の推進方法

(1) 協働による計画の推進

本町では、「南風原町まちづくり基本条例」第13条の総合計画に関する事項では、「町は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、最上位計画として総合計画を策定するもの」とし、「計画の策定及び見直しにあたっては、町民参画のもと行うもの」としています。

これらのことを踏まえ、計画の実行に当たっても、町民と町がそれぞれの役割のもと、参画・連携・協働して効果的な計画の推進が行えるよう、様々な機会や場を積極的に設け、展開して行きます。

(2) PDCAサイクルによる計画の推進

第六次南風原町総合計画(前期基本計画)の進行状況を評価・検証するため、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、限られた資源(人材や資金等)を最大限に発揮できるよう推進します。

また、町民の声を適切に把握し、その意見を計画の進行管理や見直しに反映させるとともに、社会情勢や住民ニーズの変化にも適切に対応しながら柔軟な運用に努め、町民との協働のもと、計画の着実な推進を図ります。

計画推進のPDCAサイクル

